

各種事業案内

市小規模企業者

小口資金のご利用を

市では、昭和50年より市内小規模企業者に対し、小口資金の融資を行ない、現在までに多数の方々に利用していただいております。今回この制度の中に、50万円を限度とする緊急資金を設けました。貸付条件等は、現行の制度を含めつぎのとおりですのでご利用ください。

- 一 貸付金額 一 小規模企業者に対し250万円以内とし、うち緊急資金については50万円以内とする。
- 二 貸付期間 2年以内とする。ただし緊急資金は1年以内とする。
- 三 貸付利率 金融機関の定めるところによる。
- 四 償還方法 普通資金については4ヶ月据置き、20ヶ月以内、緊急資金については2ヶ月据置き10ヶ月以内とし、元金均等の分割払いとする。ただし償還期限前において繰上げ償還すること。

- 一 申請条件 (資格要件) 一 申し込みの日以前1年以上市内に居住し、かつ店舗工場または事業場を有すること。
- 二 申し込み以前1年以上同一の業種に属する事業を行っていること。
- 三 市民税について、個人にあっては所得割、法人にあっては法人税割が課税され、申し込みの日以前1年間において納期が到来した税額について完納していること。

なお、この融資に関する問い合わせは、市役所産業課商工労働係(3-1111 内線267)におたずねください。

(貸付条件)

職業自立を望まれる 身障者の皆さんへ

職業訓練生募集

募集期間 昭和54年12月1日～昭和55年1月31日

- 訓練科目 被服系・製図機械系・皮革加工系・事務系・塗装・木工・義肢装具印刷系

訓練生の特典 授業料無料・訓練手当支給
なお、くわしいことは大月公共職業安定所都留出張所までお問い合わせください。

☎ 5141

交通事故による重度後遺 障害者介護料支給のご案内

自動車事故対策センターでは、昭和54年8月から、自動車事故による後遺障害のうち、特に重度の精神神経障害のため常時介護を必要とする者のご家族の負担を軽減するため、介護料を支給することになりましたので、その概要をご案内します。

- 一、介護料支給要件
- (一) 自動車事故により脳損傷を生じ、つぎの6項目のすべてに該当する状態にあり、その状態が3ヶ月以上継続している者(受給資格者)に対し介護料を支給します。
 - イ、自力移動が不可能である。
 - ロ、自力摂食が不可能である。
 - ハ、糞尿失禁状態にある。

わが職場、これより低い賃金はありません

山梨県の最低賃金はつぎのとおり改正されました。使用者は、最低賃金を支払わなければなりません。(最低賃金法第5条)

| | |
|--------|-----------|
| 山梨県 | 最低賃金は |
| 一般労働者 | 1日 2,582円 |
| 時間給労働者 | 1時間 323円 |

- 賃金の適用を受ける労働者に対しては、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- この最低賃金において、賃金に算入しないもの
- (1) 精皆動手当
 - (2) 通動手当
 - (3) 家族手当
- 最低賃金の一時間の金額は「賃金の大部分が時間によって定められている者」について適用になります。

- 二、眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。
- ホ、声を出しても、意味のある発言は全く不可能である。
- ヘ、眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。
- (二) 受給資格者が、つぎのいずれかに該当するときは、介護料は支給しません。
- イ、労働者災害補償保険法に基づき特別看護の保険給付を受けているとき。
- ロ、身体障害者福祉法にいう身体障害者療護施設その他これに類する施設(重度心身障害児施設、特別老人養護施設等)に収容されているとき。
- (三) 受給資格者又は受給資格者を現に扶養している親族の前年の所得金額が1千万円を超えるときは、その年の9月から翌年8月までの間は介護料は支給しません。

- 二、介護料の額
- 1日につき3000円(自宅で看護婦等以外の者の介護を受けている場合は、1500円)
- 三、支給期間及支払期間
- (一) 介護料の支給期間は、申請書を受理した日から、介護料を支給すべき事由が消滅した日まで。
- (二) 介護料は、毎年、3、6、9、12月に3ヶ月分をまとめて支払います。
- 四、介護料受給資格認定の申請
- 介護料の支給を受けるためには、受給資格の認定を受けなければなりません。したがって、介護料の支給を受けようとするときは、受給資格者の法定代理人または受給資格者を現に扶養している者(申請者)がつぎの書類をセンター支所に提出してください。

- (一) 介護料受給資格認定申請書 (申請者が記入し、押印したもの)
 - (二) 戸籍謄本及び住民票 (受給資格者と申請者との続柄、扶養状態のわかるもの)
 - (三) 重度意識障害者診断書 (医師が診断し、証明したもの)
 - (四) 自動車事故証明書 (自動車安全運転センターの交通事故証明書または損害保険会社の保険金額決定(支払)通知書もしくはてん補額決定(支払)通知書)
 - (五) 所持金額証明書 (税務署長の発行する所持金額が記載された納税証明書) 以上が、介護料の支給要件、認定申請等の概要ですが、申請しようとする方もっと詳細に内容を知りたい方は、つきにお問合せください。
- 甲府市玉1丁目21番20号
自動車事故対策センター山梨支所
☎ 0552 (22) 1088